

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
-----------------------------------	--

目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ 〃 ）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出（ 〃 ）	1
○道路の供用開始（道 路 課）	1
公 告	
○事後調査報告書の縦覧（環境共生課）	1
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	2

告 示

高知県告示第3号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成28年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションキセキレイ	香南市赤岡町569番地 N C ハ ウス201号	平27・4・1
医療法人楠会宇賀循環器内科・歯科	香美市土佐山田町西本町二丁目 3-1	〃 7・1

訪問看護ステーションげいせい	安芸郡芸西村和食甲4268	〃	〃	〃
宿毛市無医地区巡回診療京法班	宿毛市桜町2番1号	〃	〃	8
宿毛市無医地区巡回診療楠山班	〃	〃	〃	〃

高知県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステーションキセキレイ	香南市赤岡町569番地 N C ハ ウス201号	平27・2・28
訪問看護ステーションげいせい	安芸郡芸西村和食甲4268	〃 6・30
下元調剤薬局	宿毛市平田町戸内2194番地15	〃 7・31
平みん前店		
平野歯科医院	須崎市大間本町15-16	〃 10・15

高知県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

平成28年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	休 止 年 月 日
きりづめ薬局	土佐清水市足摺岬503番地1	平27・8・5

高知県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年1月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 439号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町小川新別字井賀名須2440番1から吾川郡いの町小川新別字井賀名須2441番1まで	18	平成28年1月8日

公 告

高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）第33条第1項の規定により事後調査報告書の送付があったので、同条第2項の規定により次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成28年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事業者の名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地
香南清掃組合 組合長（南国市長） 橋詰 壽人
南国市廿枝1455
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称
香南清掃組合新ごみ処理施設整備事業
(2) 種類
一般廃棄物処理施設（エネルギー回収推進施設）
(3) 規模
処理能力 1日当たり120トン（1日当たり60トン×2炉）
- 3 対象事業が実施されるべき区域
南国市廿枝字下川原1426番ほか27筆（香南清掃組合敷地内）
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
南国市、香南市及び香美市
- 5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 場所
高知県林業振興・環境部環境共生課、高知県安芸福祉保健所、高知県中央西福祉保健所、高知県須崎福祉保健所及び高知県幡多福祉保健所、南国市役所、香南市役所及び香美市役所並びに香南清掃組合
(2) 期間
平成28年1月8日から同年2月8日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

(3) 時間

午前8時30分から午後5時15分まで



都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年1月8日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成27年7月29日 27高都計第231号	南国市篠原字東泉 1527番1ほか	東京都品川区大崎 一丁目11番2号 株式会社ローソン 代表取締役 玉塚 元一
平成27年11月5日 27高都計第412号	南国市幸町一丁目 566番1ほか	愛媛県今治市富田 新港一丁目3番地 日本食研株式会社 代表取締役 大沢 哲也